

わが国における対人社会サービスと 当事者

Personal Social Services and Involved Parties in Japan

吉田 しおり

Japan launched a new system of long-term care in 2000, in which personal autonomy has been considered. Long-term care systems and social welfare systems have searched for an ideal of autonomic contracts since the mid-90s. In this paper, I attempt to examine personal autonomy and effectual support in terms of long-term care and social welfare.

Shiori Yoshida

JEL : I31, I38

キーワード：対人社会サービス、 オンブズマン、 介護保険、 当事者、 プリンシパル・エージェント・モデル

Keywords : personal social services, ombudsman, long-term care insurance, involved parties, principal-agent model

1. 社会福祉と当事者

社会福祉における当事者主体の問題を考えると、問題となってくるのは、実現している給付や支援が、真に給付受給者や支援を受ける人の真意に沿っているかどうかという事柄であろう。

当事者主体の支援とは何を意味するのかを考えると、最も望ましいのは、自分自身が支援を受ける側に立ったと仮定した場合、その支援を受けることを許容できるような支援を行うことであろう。制度設計に、想像力の拡張が必要になってくるのである。そして、基本的に当事者の意思が反映される部分を、制度の中に意識的に置くことが重要となる。対人社会サービスにおける当事者の

意思の尊重の重要性については、大谷が 1980 年から、強く主張してきた。当事者の意思を支援に反映させる、しかも、計画段階で反映させる代表例は、介護保険制度であろう。ケアプラン作成には、当事者の参加が前提として組み入れられている。当事者主体という観点からも、介護保険制度は画期的な制度であった。

当事者が支援者側に伝えたいと考えていることがあっても、伝えることが困難な状況にある場合、本人の意思を代弁する役割をもつ人が手助けすることは、適切な支援を行うためにも有用であろう。わが国では、法的な制度としては成年後見制度があり、また社会福祉の分野においては、日常生活自立支援事業が代表的な例として挙げられる¹⁾。また、NPO 法人等が運営するオンブズマン制度も近年活発な活動を展開している。オンブズマン制度は、当事者意識の高まりに呼応して形成されてきた制度であり、社会福祉の歴史的な推移の中で、その必要性が生まれてきたといえる。わが国の場合、オンブズマン活動は、公の側からつくられたのが発端であったが²⁾、その後の発展は市民運動として民間の側が牽引する形態が中心となった。2000 年 4 月より始まった介護保険制度に関連してできたいくつかのオンブズマン組織のうち、特に介護施設における当事者の意思を尊重し、意見の掘り起こしを行うために継続的に活動している組織に、特定非営利法人、介護保険市民オンブズマン機構大阪（通称は、O-ネット、以下、O-ネットと記す）がある。施設と、ケアの質に関して対立するのではなく、話し合いによって意見の掘り起こしを行うという姿勢を、組織設立から今日まで取ってきた³⁾。具体的な対応事例の冊子も、定期的に刊行している。

大谷（2001）が、O-ネット発行の冊子において、市民自治の一つの形として

- 1) 2000 年に設けられた成年後見制度が社会福祉に対してもつ意味について検討した文献に大曾根 [2000]、日常生活自立支援事業（1999 年から 2007 年までは、地域福祉権利擁護事業）の具体的な利用方法についての資料としては東京都社会福祉協議会 [2010] がある。
- 2) オンブズマンについて、日本の法制度や政策の流れを時代を追って詳述し、諸外国における歴史的な変遷と現在の状況を述べている文献として、島田 [2011] がある。
- 3) 特定非営利活動法人 介護保険市民オンブズマン機構大阪 [2008]、また、特定非営利活動法人 介護保険市民オンブズマン機構大阪 [2012] に、その姿勢が表明されている。

オンブズマン活動を取り上げている⁴⁾。ここで述べられている市民自治とは、代弁者としてのオンブズマンとオンブズマンに不安や不満等の気持ちを伝える人が対等な関係性を保つこと、代弁に当たって、オンブズマンが事業者等と敵対関係にあるという形で交渉を行わないこと、関係者全員が対等な立場に立ち、お互いに協力し合う形で状況の改善を図っていくことを意味する。オンブズマンの意見が意味を持つ理由は、支援を受けることが権利として裏づけされているからであり、その意味で適切な支援を求めることは支援を受ける側と支援する側の対等性から考えて当然のこととなる。このように考えると、近年、社会福祉において用いられることの多い「自立支援」という言葉のもつ意味において、ある一定の自立した状態を想定し、支援をすることによって、その想定している状態に近づけようとしている側面があるのではないかという疑問が出てくる。「障害者の自立とは健常者の現状を目指すべきだという政府や法律の規定に対しては、根本的に疑ってかからないと、ともに生きていく社会はつくれないであろう。……変革すべきは現在の能力主義的「自立」そのものであり、健常者がつくり、自ら生活を不自由にし、束縛し合い、共生できなくしている現在の関係である。」⁵⁾。支援を受ける側が考える自立と、支援をする側が考える自立は食い違っているケースも多いのではないかと考えられる。何をもちて自立とするのかは、個々人によって異なるであろうし、その差異によって支援に対するニーズも異なってくる。大谷・澤井（2008）が、本人の望む自立を就労可能性の拡大と結びつけて検討している。「地域社会で「福祉に頼っている人」だという視線を厳しく受け止めていた人々も多い。自分なりの自由な暮らしを実現するために、就労を希望する人々も多かった。」⁶⁾ このように考えると、定型の支援を望む人は、むしろ少数ではないであろうか。

支援に対する想像力の拡張を助ける場として地域社会がある。なぜ地域社会が想像力の拡張に役立つのか。それは、家族のように血縁関係があるわけでは

4) 大谷 [2001] pp.50-51, 63-64, 72-73.

5) 大谷 [1984] pp.121-122.

6) 大谷・澤井 [2008] p.7, 大阪府の就職困難者の雇用増への取り組みについては、大谷 [2009] に詳しい。

なく、また職場のように利害関係があるわけではない「場」において他者とコミュニケーションを取るためには、相手がどのような状態で何に関心をもっているのかを考えることが必要となるからである。

大谷 (1989) が「地域で暮らしている人びとが社会福祉施設を地域の共有財産として活用し、施設をわが町の顔として誇りに思っているだろうか。」と述べるように⁷⁾、社会福祉サービスを拡張された自己の一部としてとらえる想像力の有無が問われる。また、大谷 (1989) が、「自分たちとはちがう条件をもった人たちと互いに連帯しあう関係をつくる」⁸⁾ 方法について、現場としての地域社会における経験が想像力の拡張に役立つことを指摘している。「市民は自分が元気で働けるときの生活しか考えられない狭い視野に追こまれている。病気や老齢時、障害があるときなどを想像できない。自分たちがつくった普通という基準からはずれた者を排除し、無視して、現在の自分の姿を肯定しようとしているためである。」⁹⁾ 社会的にニードのあり方が矛盾する場合の支援方法の調整の仕方においても、支援を受ける側と支援する側双方の想像力の拡張が必要となる。たとえば、客観的に見て明らかに支援が必要である人が支援を拒否した場合、本人の意思にそって支援を行わないということについての是非を考える力が必要となる。支援を行う側においても、苦情を受け止め代弁する主体から、支援を受ける側と協働しながら、自発的に問題点を発掘する主体になることが求められているのである。さらに、支援を行う側と支援を受ける側の双方において、両者の立場が転換可能なものであると考えると¹⁰⁾、各個人の基本的な経済力の確保のために就労環境の整備とも結びつけて考える必要性が出てくるかもしれない。「社会的な生活を実現した上に、各人が自発的に送金するのは、個人の自由である、しかし、この事例のように、親子四人が一ヶ月八万円生活していて、なおかつ送金しているのは、明らかにおか

7) 大谷 [1989] p.2.

8) 大谷 [1989] p.3.

9) 大谷 [1989] p.3. マイノリティの社会的排除を、異質性の保持という観点から検討した文献として、宇野、野谷 編 [2001] があり、疑問の所在が大谷と近い。

10) 大谷 [2004] pp.72-74. 介護保険制度における「事業提供への市民参加」を例にあげて述べている。

しい。……生活保護の最低生活費以下になってまでも、ボランティア行為をする……貧困化ボランティアと名づける。社会福祉の対象者を増やしているだけのことから。」「標準的な生活を実現できない社会で、本来のボランティアは育たない。」¹¹⁾

自分自身が支援を受ける側、支援をする側のどちらに立った場合についても考えることのできる柔軟な意識を後押しするような社会福祉制度の構築が望まれる。

2. 介護保険と当事者

2000年4月に開始された公的な介護保険制度は、新しい概念を多く組み入れた制度であった¹²⁾。当初、「介護の社会化」が制度理念として謳われたが、この理念においては当事者性の拡張を強く意識していたと考えられる。大谷が述べるように、介護保険の制度設計においては、「利用者から負い目を拭い去った点が介護保険の成果」¹³⁾という社会保険の持つ利点を最大限に活用しようという姿勢があった。「制度が不十分なため作られた意識であっても、利用したくない気持ちはかなり広く市民のなかに存在している」という事態を回避することが試みられたのである¹⁴⁾。民間の介護保険を用いて公的な介護保険を補足することを想定しなかったのは、結果として経済力による利用者の分断を避けることや事業者のコスト意識を喚起することにつながった。この原理は、すべての社会保険においても同じであろう。「民間保険で……自己負担分を補填すれば、医療費抑制の効果は薄れてしまう。……医療機関が入院の長期化をやりやすくなるし、患者負担を多くすることへの抵抗も減る。結果として医療費が膨張するおそれがある。しかもそのつけは保険料の引き上げとして市民にはね返ってくる。」¹⁵⁾「民間保険などの私的年金が広範に普及する背景は、公的年金が今後財政的に危機におちいり、老後の保障が十分になしえないという情

11) 大谷 [1984] p.81.

12) 介護保険のもつ理念とその新しさについては、大谷 [1999] に詳しい。

13) 大谷 [2001] p.58.

14) 大谷 [1989] p.2.

15) 大谷 [1989] pp.20-21.

報にある。しかし、公的年金の将来への不信感が強まれば、公的年金への保険料の拠出を嫌う傾向も生まれる。さらには、公的年金にくらべて私的年金のほうが有利だとする世論も強まる。私的年金が公的年金にとって代わるおそれさえある。」¹⁶⁾ また、職域による分割も介護保険には組み込まれなかった。このことによって、全国民共通の地域保険を作り出すことができた。介護保険が当初、「地方自治の試金石」と呼ばれたのは、参加型の地域保険という政策的に新しい取り組みであったからである。また、この地域保険という性質は、「加入者の範囲を厳密にし、リスクを多くかかえがちな者を排除」¹⁷⁾ する性質を制度にもたせないために役立ったといえる。

すべての人に当事者意識を拡張しようという意図も組み込まれていた。つまり、社会保険が成立する要件として、自分自身がその社会保険でカバーされている保険事故に遭遇するかもしれないと社会構成員の大多数が考えることができるほど、その保険事故が一般化している必要がある。高齢になったとき、障害をもったとき、世帯主を失ったときの所得保障である年金保険、また失業したときの所得保障である雇用保険、自分自身や家族が労働災害にあったときに医療サービスや所得保障を受ける労働者災害補償保険、業務外で疾病に罹患したり、けがをしたときに医療サービスや各種の手当を受ける医療保険、いずれも自分自身のこととして捉えることができると社会構成員が考えるからこそ社会保険として成立している。介護保険が 2000 年代初頭に成立することが可能となった背景には、介護を受けるという可能性を自分自身に当てはめて考えて、そのために保険料を支払ってもよいと考える社会構成員が増加したという社会的な背景があった。このような状況は、介護を受けることの意味と権利性について、人びとが考える一つの機会となったとも言える。大谷 (1995, 2004) は「介護を受ける権利」として、この問題を取り上げている¹⁸⁾。財源づくりへの参加という形で権利性を明示的に表すことができることは、社会保険の持つ大きな長所である。当事者意識の制度全体への拡張は、制度の中に存在するス

16) 大谷 [1989] p.21.

17) 大谷 [1989] p.31.

18) 大谷 [1995] pp.140-158. 大谷 [2004].

ティグマを減少させるためにも役立つ。介護保険の導入によって、介護サービスの提供において多くの主体が介護サービスの受け手に関わるようになった。複数のサービス提供者が存在するという新しい状況は、サービス提供者にサービスとマーケットの関係を意識させることになった¹⁹⁾。介護サービスの受け手が、介護サービスを選択する消費者として、介護市場に新たな主体として参加したという点については、制度成立当初においてしばしば指摘された。しかし、「障害者がその負担に耐えられなくては、この政策は実現されない。商品化されればされるほど、購買力をもった障害者が市場に存在しなければならなくなる。」と大谷が述べるように²⁰⁾、介護サービスの利用者が、実際にサービスを利用することを可能にするために、さまざまな制度的な工夫が必要であった。具体的には、生活保護制度における介護扶助や介護保険料分の生活扶助への上乘せ、また自己負担額の上限定、介護保険料の軽減等である。経済力を確保した上で、個々人の意思という当事者性を重視するという姿勢が介護保険の理念の中には存在する。そのことを明示的に示したのが、当事者と事業者との契約という発想である。「私がこんなに一生懸命努力してご飯をつくってあげているのに、なぜ食べないの。おいしいじゃないの」と。でも、私が食べるわけではないのですね。でも、それはつくった人にとっておいしいわけで、食べさせられているほうにとっておいしいかどうかは別の話ですよ。……「契約」とか「決定の自立」というのは、自分と相手とは違う感性や違う意識を持っているということが前提です。違うからこそ契約が必要なのです。違うからこそ支援が必要なのです²¹⁾。意図的に、家族による介護の可能性の有無を介護保険適用の判定から外したことも、このような発想によるものであった。

介護保険創設当初から引き続き議論されているテーマとして、若年障害者に対する社会福祉と高齢者に対する介護保障の統合の問題がある。統合については、定型のサービス内容からサービスを選ばざるを得なくなること等に対し

19) 岡本祐三 [2009] が、介護に関するわが国の出来事について長期的に検証することを通して介護保険の意義を検証している。また、岡本・八田・一圓・木村 [1996] が、介護保障が経済を活性化させる可能性を豊富な事例を用いて主張している。

20) 大谷 [1984] p.112.

21) 大谷 [2004] p.70.

て反発がある他、要介護度の考え方を取り入れて現在実施されている障害程度区分に対しても若年障害者側からの批判がある。介護保険と若年障害者に対する福祉が統合された場合、若年障害者からの保険料徴収の問題も出てくる。一般によく言われることとして、高齢者に対する介護サービスは比較的、一定のパターンに当てはめやすいが、若年障害者の場合、定型のサービスにはあてはまりにくいという指摘がある。ただ、高齢者に対する介護サービスの場合も、実際には多様性を認めることが求められる局面が多いのではないか。この問題について、前述の O-ネットのオンブズマン活動を通しての気づきをまとめた文献²²⁾ から引用すると、まずハード面で、介護サービスの受け手側、提供者側ともに、日々の生活において密接に関わる機器である車椅子がある。「身体にフィットした車椅子を、利用者が自己負担で購入したり、身体障害者福祉法の交付によってオーダーメイドで対応する場合もあるが、「介護給付の対象である車椅子は基本的に標準的なものに限られる。利用者の個々の身体状況に合った車椅子まで据え置かなければならないわけではない。本人や家族からそうした要望があれば 100%自己負担で買ってもらうが、施設のほうからすすんで“身体に合ったものを自己負担で買ってください”とは言えない。」というのが施設の一般的な見解のようだ。しかし、入居期間も長く、重度化も進行している現在、利用者の身体状況に対応できる調整可能な車椅子の導入について、もっと真剣に考慮・検討されるべきではないだろうか²³⁾ 介護施設において提供されるサービスについても、多様なニーズを考慮することについて考えさせられる事例として、次のようなケースがある。「もう一歩サポートや工夫があれば実現したかもしれないのが、自分史作成に関する事例だ。カンボジア地雷撲滅運動家だった利用者のケースでは「自分の体験を“ひとりぼっちのボランティア”と題して書きたい」「カンボジアの資料を適切な所に送り保存してもらいたい」との声があったが、本人の体調悪化や家族との関係調整が難しく、取り組みが進まなかった。「自分史を書き溜めている。自費出版の希望をもっている」と話す利用者のケースについても実現には至っていない。「自費出版」

22) 特定非営利活動法人 介護保険市民オンブズマン機構大阪 [2012].

23) 特定非営利活動法人 介護保険市民オンブズマン機構大阪 [2012]p.12.

は難しいかもしれないが、職員やボランティアのサポートがあれば簡単な自分史をパソコンで作成できたのではないだろうか。」²⁴⁾ 権利性の確保を明示的に行うことができるという長所を社会保険はもつ。しかしその一方で、介護報酬等との関連で、ある程度の枠組みで区切った上で給付を行う必要があり、枠組みを越える部分での支援は難しいという難点を社会保険はもっている。現在、社会保険としての介護保険の枠組みの中に取まらない部分については、NPOやボランティア等の民間部門が行う事例が多い。自宅における地域生活の継続は、近年の政策方向として強く打ち出されているが²⁵⁾、地域生活における介護保険枠外の支援（私的な用事における移動の付き添い等）を介護保障の中でどのように位置づけるのかについても、今後重要なテーマとなるのではないであろうか。大谷が述べるように、「自宅で生活している住民は状態がそれぞれちがっている。……多数の人を対象にした生活を援助する仕方とは異なる。集団生活での能率向上の方法や仕事の仕方は、それぞれが事情がちがう個人にとってあてはまらないことのほうが多い。あらかじめ決めつけられるような固定的・類型的な見方をもし押しつけようとするれば、本人にとっては不自由な暮らしになり、満足は得られない。コストはかかるが有効なサービスとはいえない。」²⁶⁾ 意思伝達がお互いにうまく取れていない場合、本人の望まないサービスをコストをかけて、また大きな労力を用いて行っている場合も十分考えられる。より本人の希望に沿うサービスを、より少ないコストで実現するためには、支援の受け手と支援をする側が、意思伝達の段階において丁寧にコミュニケーションを取り合うことが重要になってくるであろう²⁷⁾。

24) 特定非営利活動法人 介護保険市民オンブズマン機構大阪 [2012]p.32.

25) 2005年、2010年の改正で、今後の介護保険の方向づけの中心となったのは、居宅生活の継続と予防活動の積極的推進であった。予防活動が方向性を誤れば強要となりかねないことについては、大谷が大谷 [2005] において警告を出している。

26) 大谷 [1995] p.153.

27) 介護を受ける側と提供する側の意思疎通が不十分であることによって、両者が望まない状況が発生する可能性が高いことを、横田 [2012] が具体的な事例を挙げながら詳述している。

3. 対人社会サービスと当事者の問題におけるプリンシパル・エージェントの考え方の適用

当事者と行為の代理人の関係を考えるとき、プリンシパル・エージェントの考え方をあてはめると考えやすくなることが多い。社会福祉においては、制度という手法を用いて、支援者（エージェント）が支援を受ける人（プリンシパル）の意思を代弁したり、手伝ったりするケースを考えることができる。社会福祉においては、プリンシパルとエージェントの意思疎通の双方向性と第三者性の維持確保の可能性が重要な問題となるであろう。一般に、プリンシパル-エージェント間においては、利益相反の仮定が取られる。このことは、直接（＝相対（あいたい））＝真実告知メカニズムとして顕示原理を通して表される²⁸⁾。しかし、社会福祉における支援の場合、プリンシパルとエージェントの利益が相反しないケースも多い。この場合、真実（≒相対）＝相談メカニズム（≒相対）のような形になるだろう。顕示選好の裏面において、プリンシパルとエージェントが話し合うような形である。

オンブズマンの活動に、プリンシパル・エージェントの考え方の適用を考える場合、コストを伴わないシグナルとして、チープトーク・モデルのような形で考えることもできるであろう²⁹⁾。シグナルとしてのプリンシパルの意思表示、また共通の言語という前提、反応のパターンにおける暗黙の了解の中で、情報を取捨選択しながら、プリンシパルとエージェントの間で、協働作業が行われるのである。さらに社会福祉におけるサービス提供については、サービス提供者が、支援を受ける側がもつニーズをいかに適確に把握することができるのかが、重要な問題として問われる。社会福祉におけるニーズの多様性を考えると、プリンシパルのもつニーズに対して制約を課さないという条件の下におけるパレート最適化を考える必要が出てくるケースが多いと考えられる。完全情報下においてプリンシパルのもつインセンティブに対して制約を設けな

28) Salanie (2005) pp.17-18 (サラニエ著、細江・三浦・堀 訳 [2010] pp.19-20) が顕示原理について述べている。

29) 小山 [2001] が、チープトーク・モデルをゲーム理論を用いて拡張している。チープトーク・モデルの基本文献としては、Crawford and Sobel [1982] がある。

いモデルを、Maskin and Tirole (1990) が扱っている³⁰⁾。一般的に、定義域となる関数はコンパクトではないケースがほとんどであると考えられるため、完全情報下であっても（社会福祉においては、現場に足を運んだり、話し合ったりすることによって完全情報の状況に近づけることが可能なケースも多く存在すると考えられるため）、最適化を考えることのできる意義は大きい。さらに、チープトーク・モデルによって、Crawford and Sobel (1982) が、結果に影響を及ぼす情報がチープトークの中に含まれない場合においても均衡が存在することを、累積密度関数を用いた事前信念と事後信念の形成によって説明している³¹⁾。このような分析方法は、社会福祉、特にオンブズマン活動などに適用していくことができるであろう。実際の現場において、チープトーク・モデルに該当する場合を考えて、意味のある発話に変換していく可能性や、効率的な支援方法を模索することができるのではないだろうか。

4. まとめにかえて — 「ケアを行う」ことの相互性と普遍性

「具体的な例で「近所の一人暮らしのお年寄りの世話をしたり、買い物の手伝いをしている」というが、いちごを買ってきて欲しいと高齢者が頼んだのに、夏みかんを買ってきた例がヘルパー研修で間違いだとあるが、ケアラーの一人合点で買って貰うと、どこで違うのだろうかと思う。ヘルパーとか報酬を得るためであれば、仕事として必要な時間を評価されるのに、報酬を得るのが目的であれば当事者の意見を無視したと批判的になるはずだ。生活管理になる場合でも、きちんと自分が主張したことを言えれば良い。人間関係を考えると本当に難しい。ヘルパーに「私が買って来て欲しい物とは違うのです」とヘルパーには言いたいし、その必要がある。あるいは支援者がいて本人を勇

30) Maskin and Tirole [1990] pp.636-641. 成果の無限性については、Salanie [2005] pp.138-139 (サラニエ 著、細江、三浦、堀 訳 [2010] p.138).

31) Crawford and Sobel [1982] において、線形の分割均衡を用いて、事前信念から事後信念への変遷の推移を説明している。Salanie [2005] pp.107-114 (サラニエ 著、細江・三浦・堀 訳 [2010] pp.107-114) においても、Crawford and Sobel [1982] の考え方の紹介がある。

気づけるための言葉を言うのだろうか？」³²⁾

2000 年代のわが国の社会福祉、特に対人社会サービスの分野では、自立と選択権の確保という理念が追求され、それに合わせて社会福祉や法制面の制度設計が行われてきた。介護保険、障害者自立支援法（支援費支給制度）、成年後見制度、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）等、いずれもが個人の行う選択を尊重するという主旨が反映された制度である。同時に一方で、応益負担の考え方も制度内に導入され、負担可能性の問題と関連して賛否両論が起こった。

筆者は、財源は税であれ社会保険料であれ、選択権の尊重は可能であると考ええる。このような支援における権利性を保障するのは、制度的な工夫の必要性ももちろんあるが、社会の中に存在する意識のあり方のもつ力が非常に大きいように感じる。支援を受ける可能性をわが身に重ね合わせることができるかどうか支援の普遍性を実現する重要なポイントであると考ええる。

最後になりましたが、今回、関西学院大学 大谷強博士の退職記念号に投稿させていただくという信じられないような光栄を授かりましたことを、ここに改めて感謝致します。大谷先生の著作や活動を拝見することによって、社会福祉に対する考え方の多くの部分が形作られました。今後とも、御指導賜りますようお願い申し上げます。

参考文献

- Crawford, V. and J. Sobel [1982] Strategic information transmission. *Econometrica* 50 : 143-151.
- 小山友介 [2001] 「エージェントシミュレーションによる「チープトーク」モデルの拡張」『第 10 回マルチ・エージェントと協調計算ワークショップ (MACC2001)』ワーキング・ペーパー
- Laffont, J [2003] *The Principal Agent Model : The Economic Theory of Incentives*, Edward Elgar Publishing Limited.

32) 大谷 強 ホームページ「ノーマライゼーション政策研究」<http://www.ops.dti.ne.jp/~t-otani/>
「介護者の判断が本人の生活の幅を狭める」『ケアラーの内容 —誰を相手に、どんな人たちがケアーをしているのか— (2012 年 6 月 19 日)』

- 岡本祐三 [2009] 『介護保険の歩み 自立をめざす介護への挑戦』 ミネルヴァ書房
- 岡本 祐三、八田 達夫、一圓 光彌、木村 陽子 [1996] 『福祉は投資である』 日本評論社
- 大谷 強 [1984] 『現代福祉論批判』 現代書館
- 大谷 強 [1989] 『社会福祉から地域社会づくりへ』 現代書館
- 大谷 強 [1995] 『自治と当事者主体の社会サービス — 「福祉」の時代の終わり、マイノリティの権利の時代の始まり—』 現代書館
- 大谷 強 [1999] 「日本における介護サービス市場の特徴 — 経済学的分析の前提の検討—」 関西学院大学 『経済学論究』 第 53 第 3 号、451-473.
- 大谷 強 [2001] 『福祉から社会サービスへ 介護保険この 1 年 ホームページ「ノーマライゼーション政策研究」より』 特定非営利活動法人 介護保険市民オンブズマン機構大阪
- 大谷 強 [2004] 「介護保険と市民参加 — 介護保険の達成した水準と課題の検証から—」 『(大阪女子大学) 女性学連続講演会：より深く掘り下げるために』 64-91.
- 大谷 強 [2005] 「介護保険見直し議論の特徴」 奈良産業大学 『産業と経済』 第 20 第 4 号、263-271.
- 大谷 強、澤井 勝 編 [2008] 『自治体雇用・就労施策の新展開 地域での働く場の確保と自治体の役割』 公人社
- 大谷 強 [2009] 「公契約条例制定の目的をどこに求めるか — 自治体としての役割の重要性 —」 『(関西学院大学) 経済学論究』 第 63 第 3 号、439-455.
- 大谷 強 ホームページ「ノーマライゼーション政策研究」
<http://www.ops.dti.ne.jp/~t-otani/>
- 大曾根 寛 [2000] 『成年後見と社会福祉法制』 法律文化社
- 特定非営利活動法人 介護保険市民オンブズマン機構大阪 [2008] 『介護保険制度見直しについての特別養護老人ホーム 施設長アンケート 調査結果報告』 特定非営利活動法人 介護保険市民オンブズマン機構大阪
- 特定非営利活動法人 介護保険市民オンブズマン機構大阪 [2012] 『2009 年度・2010 年度 オンブズマン事例分析&10 年の変化』 特定非営利活動法人 介護保険市民オンブズマン機構大阪
- Salanie, B. [2005] *The Economics of Contracts*, second edition, MIT Press.
(細江守紀・三浦 功・堀 宣昭訳 『契約の経済学』 勁草書房、2010 年)
- 島田 肇 [2011] 『福祉オンブズパーソンの研究 新しい社会福祉の実現に向けて』 福村出版
- 東京都社会福祉協議会 [2010] 『地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業) とは……』 東京都社会福祉協議会
- 宇野那一・野谷文昭 [2001] 『マイノリティは創造する』 せりか書房
- 横田 一 [2012] 『介護と裁判 — よりよい施設ケアのために』 岩波書店